電子入札実施手順

指名競争入札

作成·更新履歴

平成22年9月1日作成、平成25年4月1日更新、平成26年10月1日更新、平成28年10月26日更新、 平成30年1月1日更新、平成30年4月2日更新

電子入札による指名競争入札の実施手順を示します。

電子入札においては、埼玉県電子入札共同システムのうち、**『電子入札シス** テム』と『入札情報公開システム』を使用します。システムの操作方法は、埼 玉県電子入札共同システムの操作マニュアル(以下「マニュアル」といいま す。)を御覧ください。



指名競争入札の電子入札の流れ



網掛けに白抜きの表示 **〇〇〇** は、入札に参加しようとする事業者が、 **『電子入札システム』又は『入札情報公開システム』**を利用して行う手続です。 各システムの操作マニュアルを確認し、手続きを行ってください。

1 指名通知書の確認から入札締切通知書の確認まで

指名通知書が電子入札システムに送付されると、同時に、電子入札システム の利用者登録を行った際に登録した「連絡先メールアドレス」あてに、「◇指 名通知書到着のお知らせ」という件名の電子メールが到着します。

電子メールが到着したら、「指名通知書の確認」及び「受領確認書の提出」 の手続を行ってください。その後、入札情報公開システムで設計図書を確認し、 設計図書の内容に疑義がある場合は電子入札システム上で質問を提出すること ができます。設計図書及び質問に対する回答を参照した後に、指名通知書に示 す期間内に入札書の提出を行うことで入札が完了します。詳しい操作の方法に ついては、マニュアルを参照してください。

2 開札

開札は、指名通知書で指定した開札場所において、電子入札システムにより 行います。開札は公開し、また、入札参加者は、開札場所において立会いをす ることができます。

3 落札者の決定から落札者決定通知書の確認まで

落札者が決定したら、入札参加者に対して「◇落札者決定通知書到着のお知 らせ」という件名の電子メールを送信します。

4 入札結果の確認

入札結果は、次の(1)、(2)いずれかの方法により確認できます。

(1) 『入札情報公開システム』から閲覧する方法

- ① 『入札情報公開システム』にアクセス
- ② 発注情報一覧画面の調達案件名称欄にある該当工事名をクリック
- ③ 発注情報閲覧画面において入札結果ボタンをクリック

(2) 『新座市ホームページ』から閲覧する方法

 ① 新座市トップページ⇒分類でさがす⇒「企業・事業者」の入札・契約・検査情報を クリック
② 入札・契約・検査情報画面の「入札結果」の令和〇〇年度の入札及び見積合せ結果 をクリック

5 契約

落札者の決定後、契約の締結の手続(契約書の作成等)を行います。

6 入札の辞退

入札の辞退は、入札書の提出前に行う場合と、入札書の提出後に例外的に認められたときに行う場合とがあります。

(1) 入札書の提出前の辞退

入札参加者(指名通知書を受領した業者)は、「入札書の提出」の前に限 り、指名通知書に定める入札書の提出期間内に、辞退届を提出して、入札を 辞退することができます。

指名競争入札の入札参加者が入札書を提出せずに入札を辞退するときは、 必ず、辞退届を提出してください。操作方法はマニュアルを参照してください。

(2) 入札書の提出後の辞退

「入札書の提出」の後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることは できません。しかし、例外として、入札書を提出した後に、配置予定技術者 が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じ た場合は、<u>開札までの間、辞退届を直接持参又は郵送(郵送については開札</u> 日の前日までに到着するものに限ります。)により管財契約課に提出し、確 認を受けた場合に限り、辞退をすることができます。

【注意】 電子入札システムの「辞退申請書」により入札書の提出後の辞退をする ことはできません。御注意ください。

7 紙入札

(1) 紙入札を行うこととなる場合

電子入札システムを利用した入札書の提出を行わず、紙媒体により入札書 を提出する場合は、次のとおりです。

ア 書面により指名通知書が送付されたとき

電子入札システムの利用者登録がされていないと、指名通知書を電子入 札システムで送付することができません。この場合、利用者登録がされて いないことについてやむを得ない理由があると発注者(新座市)が認める ときは、指名通知書を、書面で郵送により送付します。

指名通知書を書面で受領した入札参加者は、入札書の受付開始日時前に 利用者登録を行っても、電子入札システムにより入札書を提出することが できませんので、紙媒体により入札書を提出することになります。

イ 電子入札システムにより指名通知を受けた後、入札書を電子入札シス テムにより提出できなくなった場合で、やむを得ない理由があると認め られたとき

指名通知時には電子入札システムの利用者登録がされていたが、その後、 何らかの理由で電子入札システムによる入札書の提出ができなくなること があります。そのうち、電子入札システムを利用することができないこと についてやむを得ない理由があると発注者(新座市)が認めるときは、紙 媒体により入札書を提出することができます。

(2) 紙入札参加申請

紙媒体により入札書を提出するときは、<u>「紙入札方式参加申請書」及び</u> 「やむを得ない理由を明らかにできる書類の写し」を管財契約課に提出して、

承認を得てください。

- <「やむを得ない理由があると認められる場合」及び「やむを得ない理由を明らかに できる書類」の例>
- 会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない 場合
- ⇒ 競争入札参加資格申請受付システムによる登録事項の変更の届出を行った上で、変更の事実が分かるものを管財契約課に提出してください。
- ② 電子証明書の閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損、盗難等による再発 行手続中の場合

⇒ 電子証明書の再発行の申請書類の写し(申請日が入っているもの)

※ 上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続期間内に限ります。

- ③ 電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合
- ⇒ 電子証明書の発行の申請書類の写し
- ④ その他やむを得ない事情があると認められる場合

⇒ 電子入札システムを利用した電子入札が一時的にできないことが分かるもの

紙入札方式参加申請書には、入札書の提出方法を次のいずれかから選んで 記入してください。

ア 直接持参による方法

指名通知書に定める入札書の提出期間内に、封かんした入札書及び工事 費等内訳書を新座市役所管財契約課に直接持参する方法です。

イ 郵送による方法

指名通知書に定める入札書の提出期間内に新座市役所管財契約課に到着 するように、書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便で郵送する方法で す。

(3) 紙入札の手続

紙入札方式の参加が承認された場合は、あらかじめ紙入札方式参加申請書 により申出のあった提出方法で、入札書を提出してください。

入札書には、電子くじ(同額の価格者が2人以上いる場合に落札者決定の

ために電子入札システムにより行うくじ)の実施に当たって入力する3けた のくじ番号を、「電子くじ入力番号 ●●●」のように記載してください。 電子くじ入力番号の記載がない場合は、入札額の上位3けたの数値を電子く じ入力番号とします。

入札書及び工事費等内訳書は、同一の封筒に入れて提出してください。

8 その他

- (1) 上記のほか、指名通知書及び入札の制度を熟知して入札書を提出してくだ さい。
- (2) 一度提出した入札書の訂正等はできません。入札書を送信する際には必ず 確認してください。

【送信誤りを防ぐためのヒント】

- 「提出」ボタンを押す前に、入札(見積)書提出画面での確認を行う。
- ・ 提出する入札(見積)書を「印刷」してから「提出」ボタンを押す。
- (3) 発注者は、入札書到達の有無等の問合せには、一切対応しません。

